令和8年1月26日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆2267665

週刊 税のしるべ

第3684号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ 2026年

主な記事

特例承継計画の提出期限延長……2面
地方拠点強化税制の対象追加……2面
空室ある賃貸用マンション評価巡る判決……3面
インボイス取扱いに関する質問を更新……4面

衆院解散で税制改正法の年度内成立は困難か

高市早苗首相は23日、衆院を解散した。衆院選は27日に公示、２月８日に投開票のスケジュールで行われる。１月中の解散は平成２年以来、36年ぶり。選挙の結果、現在の与党が引き続き政権を担うことになっても、その後の審議日程が窮屈なことから８年度予算と税制改正法の年度内成立は困難との見方が広がる。衆院解散を前に高市首相は19日、解散の意向を表明する会見を開き、その中で「８年度予算の成立を可能な限り早く実現したい」としたが、「それでも暫定予算の編成が必要になるかもしれない」と述べた＝写真。

（出典：首相官邸ホームページ、画像をトリミング）

時限的な食料品の消費税率ゼロを選挙公約に
解散表明の会見で高市首相が発言

予算と、歳入関連法案である税制改正法は一体の関係にあり、例年は年度末の同じ日に成立している。翌年度の予算案は例年1月中下旬に国会に提出され、2月中に衆院通過、3月末に成立という流れをとる。また、税制改正法案は国税、地方税ともに2月上旬ごろまでに国会に提出されている。

衆院選が2月8日に実施されることで、選挙後も現在の与党による政権が続くことになっても予算案や税制改正法案の国会提出は例年よりも遅れる。これに関連し、高市首相は19日の会見で、「高市内閣として4月からの実施を決定している、いわゆる『高校の無償化』『給食費無償化』の予算については、関連法案の年度内成立や暫定予算の計上など、あらゆる努力をして実現していく」としたが、税制改正法への言及はなかった。

他方、高市首相は会見で、消費税について触れ、軽減税率が適用されている食料品について2年間に限り消費税の対象としないことを自民党の選挙公約に掲げることにしたと述べた。時限的な食料品の消費税率ゼロは自民党と日本維新の会の連立政権合意書に書いた政策であるとともに、「私自身の悲願」であったとした。

選挙後、可能な限り早く立ち上げる社会保障・税一体改革を議論する国民会議で財源やスケジュールのあり方など実現に向けた検討を加速させる予定。国民会議では「給付付き税額控除」の制度設計を含めて議論する。システム対応などの事業者負担や外食など他の取引への影響、特例公債（赤字国債）に頼ることなく財源をどのように確保するかなどの点についても国民会議の場を通じて相談するとした。

なお、選挙の結果、仮に与党と野党が変わる政権交代となれば、昨年12月に閣議決定した予算政府案や政府税制改正大綱の内容は新たな政権によって見直されることが濃厚で、予算案等の国会提出はさらに遅くなる見込みだ。

来月２日から
所有不動産記録証明制度がスタート
被相続人が所有する全国の不動産の把握が可能に

所有不動産記録証明制度が令和8年2月2日からスタートする。同制度は、相続人等が法務局に請求することで、被相続人等が所有していた不動産が一覧的にリスト化され、証明書として発行されるもの。これにより、被相続人が所有していた全国の不動産を一括して把握することが可能となる。被相続人だけでなく、不動産の所有者本人や法人が所有する不動産も確認することができる。所有者として登記に記録されていない場合には、該当する不動産はないという証明書が発行される。

これまで登記簿は、土地や建物ごとに作成されており、全国の不動産を網羅的に把握する仕組みは存在しなかった。その結果、所有権の登記名義人が死亡した場合、その所有する不動産としてどのようなものがあるかについて相続人が把握しきれず、見逃された土地について相続登記がされないまま放置される事態が生じている。そこで、相続人が相続登記の必要な不動産を把握しやすくするため、所有不動産記録証明制度が創設された。

同制度の証明書となる「所有不動産記録証明書」の請求ができる者は、①所有権の登記名義人として記録されている者（自然人・法人）、②相続人その他の一般承継人（被相続人その他の被承継人に係る本証明書について請求可能）。

不動産を一覧的に把握したいというニーズは、相続人だけでなく、生存している所有者本人や法人にもあるとして、同制度の対象となっている。なお、代理人による請求も可能。政府広報オンラインのサイトで所有不動産記録証明書交付請求書の様式案が掲載されており、代理人の記載欄が設けられている。

請求は、近くの法務局のほか、オンラインで行うこともできる。手数料は1通あたり1600円（窓口請求の場合）となっている。

注意点として、所有不動産記録証明書は、請求書に記載された検索条件の氏名・住所ごとに作成される。そのため、検索条件の氏名・住所と不動産の登記簿上の氏名・住所が一致していない不動産については抽出されないこととなる。

この点、8年4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名等を変更した場合、その登記をすることが義務化される。所有者は、住所や氏名等の変更があった日から2年以内にその登記をしなければならない。正当な理由なく変更登記を行わない場合は、5万円以下の過料の適用対象となる。8年4月1日より前に住所等を変更した場合も、10年3月31日までに変更登記をしなければならないので注意したい。

相続登記の申請義務化については、6年4月1日から始まっている。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない
電子版独自の記事や速報ニュース、
電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

七訂版 会社の解散・清算の法人税務
植松香一 著
●令和7年度改正を踏まえ、解散法人の決算書に基づき、清算中の事業年度に係る税務処理を申告書別表の記載例を交えて解説。解散法人の消費税・地方税の主な申告手続についても解説。グループ通算制度における通算法人の解散の取扱い、事業を廃止した場合のインボイス制度の手続も掲載。
▼B5判・620頁・定価4070円（税込）

改訂版 認定支援機関・事業再生専門家のための事業再生税務必携
全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク 編
●全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク（TNR）会員同士が様々な案件処理における問題点や解決策などの情報を共有化する過程の中で出来上がった事例集。前版（平成29年3月刊）以降の改正等を踏まえ、Q&Aと図解により解説。
▼A5判・400頁・定価3300円（税込）

三訂版 上場株式等に係る利子・配当・譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務
秋山友宏 著
●上場株式等の所得に係る課税方式の選択、源泉徴収選択口座の申告方法や税額控除制度の活用、所得税・住民税一体課税における保険料負担等を考慮した課税方式選択を踏まえ、申告実務に資する解説を行う実務書。今版では令和7年分の所得税から適用される「特定の基準所得金額の課税の特例」を織り込んで解説。
▼B5判・310頁・定価2970円（税込）

2訂版 相続対策に役立つ!! 生命保険の基礎知識と活用法
山本和義・水品志麻 共著
●相続対策に有効な生命保険について、課税関係の基本と、相続対策に活かせる保険の種類や具体的な活用方法、その効果を解説。現在の保険商品を見直し、資産管理の一環として生命保険を的確に利用するための最適な一冊。
▼A5判・250頁・定価2530円（税込）

令和8年3月申告用 所得税確定申告の手引
石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・椿 隆・吉本 覚 共編
確定申告書の書き方、所得税の解説書の両面から利用可能な実務書。
▼B5判・1520頁・定価2530円（税込）

令和8年3月申告用 所得税確定申告書記載例集
高野弘美 著
様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例（88事例）を収録。
▼B5判・650頁・定価2310円（税込）

四訂版 五十音順 取得費・譲渡費用の実務解説
齊藤忠雄・宮原弘之 共著
難解な取得費・譲渡費用における主な項目を五十音順に整理して詳細に解説。
▼A5判・560頁・定価3300円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オフィシャルサイト

特例承継計画の提出期限を９年９月末まで延長

事業承継税制

９年度改正で結論

適用期限到来後のあり方

令和８年度税制改正大綱では、事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等が盛り込まれた。法人版事業承継税制の特例で現在は８年３月末までとなっている特例承継計画の提出期限を１年６か月延長し、９年９月末までとするほか、個人版事業承継税制の適用に必要となる個人事業承継計画の提出期限は２年６か月延長し、10年９月末までとする。法人版の特例で９年12月末、個人版で10年12月末となっている適用期限は変更しない。また、８年度与党大綱は、これらの適用期限到来後のあり方について９年度改正で結論を得ると明記しており、８年（今年）末に議論する９年度大綱でその内容が示される見通しだ。

事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限延長

都道府県庁	特例承継計画の策定・確認申請	現行	令和８年３月31日まで
		改正案	**令和９年９月30日まで**
	事業承継（贈与・相続）		令和９年12月31日まで
	認定申請		申告期限の２か月前までに
税務署	税務署へ申告		認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出
都道府県 税務署	税務申告後５年以内		都道府県及び税務署へ毎年報告
税務署	６年目以後		税務署へ３年に１度報告

事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限は、これまで４年度改正で１年、６年度改正で２年、それぞれ延長されており、８年度改正で延長が実施されれば、３度目の延長となる。ただ、今回延長が行われれば、特例の適用期限の直前（３か月前）まで提出期限が延びることになるので、次回延長を行うのであれば、特例の適用期限自体を延ばす必要が出てくる。

この点につき、７年度与党大綱までは特例の適用期限は「今後とも延長しない」と明記してきた。８年度与党大綱では、延長についての直接的な記載はなくなったが、代わりに「適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和９年度税制改正において結論を得る」こととされた。

例年、翌年度の税制改正の内容を事実上決める与党税制改正大綱は12月中旬ごろ公表されており、９年度改正で結論を得るということは、今年も12月中旬ごろに公表されるであろう９年度与党大綱に盛り込むことを指していると考えられる。

そうなると、例年どおりであれば適用期限到来後のあり方は今年12月中旬ごろに判明する可能性が高い。特例承継計画の提出期限は９年９月末まで延長される予定で、特例の適用期限は９年12月末なので、与党大綱の記載どおり９年度改正で結論を得るということであれば、今年12月中旬ごろまで特例を適用しないおくと、適用期限到来後のあり方も見極めることができる。

八面鏡

スーパーなどの買物で物価高を感じることが多くなっているが、今年も飲食料品の値上げに悩まされそうだ。帝国データバンクの調査によると、今年１月から４月までに値上げが決定している飲食料品は、調味料を筆頭に、酒類・飲料、加工食品など3593品目に達する★インフレは子どもたちにも影響している。正月に小学生の甥っ子にお年玉を渡した。使い道を聞くとゲームソフト。ただ、ゲームソフトも、値上げされており、この10年で同じ予算で買える本数が減っているという★我が家では、お年玉の一部を貯金しているが、インフレでお金の価値が目減りするなか、賢明な選択とも言い切れなくなってきた。子どもにお金の大切さや計画性などを教える一環として、「こどもＮＩＳＡ」の活用も検討していきたい。（Ｍ）

地方拠点強化税制

中古資産の購入・改修も対象に追加

雇用促進税制を廃止し上乗せ措置に

令和８年度税制改正大綱に、地方拠点強化税制の拡充等と延長が盛り込まれた。企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能とするなどの見直しを行った上で、適用期限を10年３月31日まで２年延長する。地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）については廃止となるが、いわゆるオフィス減税の拡充部分に一本化される。

地方拠点強化税制は、企業が本社機能（管理部門や調査企画部門等を有する事務所、研究所、研修所）の一部または全部を、①東京23区から地方へ移転する場合（移転型）、②地方で拡充または東京23区以外から地方に移転する場合（拡充型）、オフィス減税や雇用促進税制の適用を受けることができるもの。

オフィス減税は、地方で本社機能を有する施設を新設または増設する場合に、建物等の取得価額に応じて、特別償却または税額控除を受けられる。対象となる特定業務施設は、事務所、研究所、研修所（工場や店舗は対象外）と、これらの施設の新設と併せて整備する子育て施設となっている。なお、対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門（一部）、サービス事業部門（一部）のために使用されるものとなっている。

地方拠点強化税制（オフィス減税）の税額控除率等

	新築・増築・新築の購入（上乗せ措置）※		中古資産の購入・改修	
	税額控除	特別償却	税額控除	特別償却
移転型	7％（8％） or	25％（25％）	4％ or	15％
拡充型	4％（5％） or	15％（20％）	2％ or	10％

※大企業：投資価額10億円以上＋特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加
中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加

８年度大綱では、対象となる資産について、中古資産の購入と改修が追加された。また、雇用促進税制を廃止し、オフィス減税に一本化するものとして、新たに上乗せ措置が設けられた。上乗せ措置と中古資産における税額控除と特別償却、上乗せ措置の要件などは表のとおり。

そのほかには、大企業における取得価額要件を4500万円以上（現行：3500万円以上）に引き上げる。整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日の属する事業年度終了の日までの期間に事業主都合の離職者がいないことを要件にする。整備計画における雇用者増加数の要件について、集中地域以外の地域からの転勤者は雇用者増加数の対象外とするなどとしている。

もっと自由に　もっと楽しく
日々を彩り　暮らしをデザインする
豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。
SANYO
本　社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052)733-3401

MARUTA
新しい物流サービスを創造していく
servise creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長　髙村　重好
マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL.
052-611-1151
〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町
２２番２０号
TEL(052)872-3311
FAX(052)871-1531
URL http://maruta.co.jp

通達は実態を反映せずとの主張を退ける

空室のある賃貸用マンションの評価巡り地裁判決

納税者敗訴　〝空室が増えると評価額が上がる〟

相続人ら（納税者）が被相続人から相続した複数の賃貸用マンションに10～15％の空室があったものの、各建物に係る賃貸割合をそれぞれ「1（100％）」とした評価額で計算し、相続税の申告をしたところ、課税庁が、空室部分は賃貸部分に当たらない賃貸割合を用いて評価するなどして更正処分等を行った。これに対し、納税者が評価に誤りがあるなどと主張して処分の取消しを求めていた訴訟で東京地裁（岡田幸人裁判長）は15日、各空室の床面積は賃貸されている床面積に含めずに計算することになるとする納税者敗訴の判決を下した。

空室期間の最短は3か月24日

本件納税者は被相続人Aの子ら。Aは平成29年5月に死亡し、相続が開始した。Aは生前、複数の独立部分からなる一棟マンションを3棟所有し、貸付けの用に供していた。相続開始日の各マンションの空室は建物1が3室（空室率15％）、建物2が3室（同10・37％）、建物3が2室（空室率10・75％）で、各空室のうち、相続開始前後の空室期間は最短で3か月24日だった。

納税者は30年3月、本件相続に係る相続税の当初申告をした。この中で、各マンションの土地・建物の評価は各建物に係る賃貸割合をそれぞれ1とした場合の評価額で計算されていた。納税者は令和4年7月に修正申告をしたが、修正申告でも各土地・建物の価額は当初申告における各価額と同額だった。

その後、課税庁が5年2月に空室部分は賃貸部分に当たらない前提で各建物に係る賃貸割合を計算して各土地・建物の価額を評価するなどして更正処分等を行ったため、これを不服として納税者が訴訟を起こした。

争点は各土地・建物の評価額で、具体的には各空室の床面積を賃貸されている床面積に含めて各建物に係る賃貸割合を計算することの是非。

納税者は、財産評価基本通達26≪貸家建付地の評価≫および同93≪貸家の評価≫は空室が増えるごとに建物全体の評価額が上がる算定方法であり、不動産賃貸業経営の実態を全く反映しておらず、適正な時価を適切に算定することができない特別な事情があるから、建物全体を貸家とし、賃貸割合を1として貸家および貸家建付地の評価をすべきだなどと主張。また、賃貸専用物件は満室であることが当然として、一時的空室部分の要件を厳格に解釈することは、やむを得ず空室が生じてしまうことがある不動産賃貸業の実情にそぐわないとした。

これに対して地裁は、賃貸用物件の不動産鑑定をする場合、収益還元法を採用するか、取り壊して更地として取引をすることを前提とするかは事案に応じてさまざまで、空室が多いほど賃貸用不動産の評価額が低下するのが通常であるということはできないし、A所有の賃貸用不動産に特に他の賃貸用物件と別異に取り扱うべき理由もないから、納税者の主張を採用することはできないと指摘。

さらに、評価通達26(2)(注)2は、課税時期において一時的に賃貸されていなかったと認められる場合、例外的に賃貸されている部分と同様に取扱う旨を規定しているが、これを本件各空室についてみると、その空室期間は最も短い場合でも3か月24日に及び、課税時期に具体的な特定人と契約締結に向けた交渉をしていたなどの事情も認めることはできないとして一時的空室部分に該当するということもできないとした。

国税庁が政府税調に提示の資料に記載

「賃貸割合が高くなると市場価格は上昇」

通達評価額は低下するため〝かい離〟が拡大

本件判決で、納税者の「評価通達26および93は、空室が増えるごとに建物全体の評価額が上がるという算定方法であり、不動産賃貸業経営の実態を全く反映していない」との主張に対し、地裁は「空室が多いほど賃貸用不動産の評価額が低下するのが通常であるということはできない」と指摘した。ただ、国税庁が昨年11月13日に政府税制調査会に提示した説明資料「財産評価を巡る諸問題」の中で、貸付用不動産は一般的に貸家の稼働状況が良好で、賃貸の割合が高くなると市場価格が上昇する旨が記載されており、どちらかというと納税者の主張に沿う内容になっている。

同資料では、貸付用不動産の市場価格と通達評価額との関係について説明があり、「不動産市場における貸付用不動産の価額については、主に収益性によって価値判断が行われるため、一般的に貸家の稼働状況等が良好で、賃貸の割合が高くなると市場価格が高くなる」とする一方、評価通達では「借家人の支配権による利用の制約等を考慮して評価するため、借家人がおり、賃貸の割合が高くなると通達評価額が低くなる」と説明。その上で、図表を用いて、賃貸の割合が高くなると通達評価額が低下するにもかかわらず、市場価格は上昇し、通達評価額と市場価格のかい離がより大きくなることを示した。

市場価格は収益性によって価値判断が行われ、通達評価額は利用や処分の制限などを考慮するため、こうしたことが起こる。

なお、こうしたかい離の拡大などに着目した節税が把握されていることを受けて、令和８年度税制改正大綱では、相続等の直前（５年以内）に取得した貸付用不動産の評価の見直しなど（12月１日号１面参照）を行うこととし、９年１月１日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される予定。かい離が拡大すること自体への対応は大綱には示されていないが、11月13日の政府税調で国税庁の担当者は、市場価格の形成メカニズムに評価通達の考え方がキャッチアップできていないとし、収益性を踏まえた評価となるよう評価方法の見直しをしっかりと考えていくべきだと思うと述べていた。

中小技術基盤強化税制

3年間の繰越税額控除を導入

赤字でも継続的な研究開発を促す

令和8年度税制改正大綱では、研究開発税制について、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設や一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直しなどのほか、中小企業技術基盤強化税制について、一時的な赤字等であっても継続的な研究開発を促す観点から、新たに3年間の繰越税額控除を導入することが盛り込まれている。

具体的にはまず、①増減試験研究費割合が12％を超える場合の税額控除率の特例および控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を、10年度末まで3年延長する。②試験研究費の額が平均売上金額の10％を超える場合における税額控除率の特例および控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を、10年度末まで3年延長する。そして、③控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとする。

③では、繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

なお、通算法人については、③の繰越税額控除制度の適用要件に関して、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとしている。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

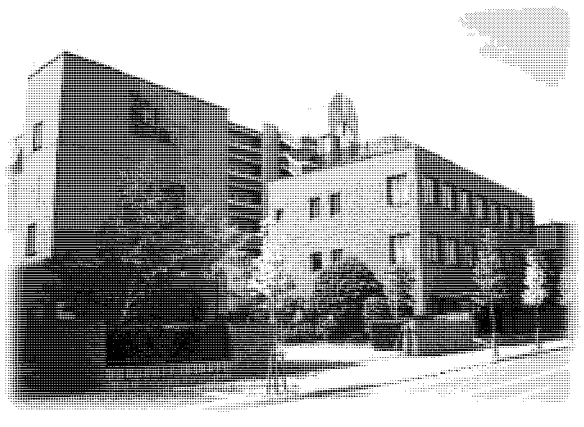

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414　京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360　FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

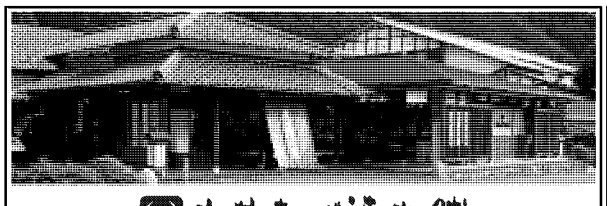

土井志ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311　FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
≪直営店≫
大原総本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店

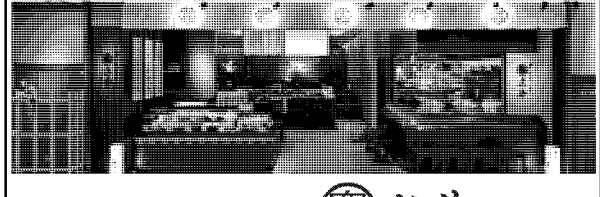

かまど炊き立てごはん 土井
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい
DOI PLUS ONE KYOTO
SUINA室町店

NIPPLA
各種切断砥石
N.P.S
日本プラスチック製砥株式会社
代表取締役社長　福田　祥司
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

インボイスの取扱いに関する質問を更新

改めて登録申請書の提出必要

登録に係る経過措置による課税事業者の期間に再登録

国税庁は16日、インボイスの取扱いに関する質問を更新した。問10の「登録に係る経過措置により課税事業者となる期間における再登録」の1問が追加された。同期間に再度、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、改めて登録申請書の提出が必要となり、登録申請書には登録希望日を記載し、その登録を受けようとする日から起算して15日前までに提出する必要があるとしている。

事業者区分は「免税事業者」で登録希望日を記載

質問は、免税事業者である個人事業者として令和6年4月1日にインボイス発行事業者の登録を受けた。その後、7年12月1日に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、8年1月1日からインボイス発行事業者の登録を取りやめたが、同年中に改めて登録を受け直したいと考えている。この場合、どのような手続が必要となるかというもの。回答は以下のとおり。

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、5年10月1日から11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合、インボイス発行事業者の登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられている。

登録に係る経過措置の適用を受ける場合（登録日の属する課税期間が5年10月1日を含む場合を除く）、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、インボイス発行事業者の登録を取りやめたとしても、基準期間の課税売上高にかかわらず免税事業者となることはできない。したがって、質問の場合、8年分についても課税事業者として消費税の確定申告が必要となる。

その上で、再度登録を受けるに当たっては、改めて登録申請書の提出が必要となる。この場合、新たに登録に係る経過措置の適用を受けることになるので、登録申請書には登録希望日を記載し、その登録を受けようとする日から起算して15日前までに提出する必要がある。なお、再度登録を受けるために提出する登録申請書の「事業者区分」については、便宜上、「免税事業者」とした上で、登録希望日を記載する。

また、この場合、再度登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は免税事業者となることはできない。

相続税

e－Tax利用率は50.3％

10年1月から 送信データ容量拡大でより使いやすく

国税庁はこのほど、相続税申告の令和6年度e－Tax利用状況を公表した。

6年度の相続税e－Tax利用件数は、前年度より3万7000件増加の12万2000件（前年度比43・5％増）だった。利用率は、前年度比13・2ポイント増の50・3％で、6年度のe－Tax利用率目標値48％を上回った。7年度の利用率目標値は63％、8年度は72％に設定している。

相続税のe－Tax利用率が伸び悩んでいたが、同庁は、相続税の申告は税理士関与が多いことから、税理士に対する個別勧奨を行うとともに、税理士からの要望等を踏まえ、利便性向上のための方策を実施。同庁ホームページ内に「相続税e－Tax特設サイト」を開設し、こうした方策の周知・広報に尽力してきた。

例えば、昨年4月からは添付書類のスキャナ読み取り要件が見直され、添付書類等のPDF形式のイメージデータについて、これまではフルカラーによりスキャナ読取りを行う必要があったが、グレースケールによるスキャナ読取りも可能となった。

さらに、10年1月からは、添付書類等をイメージデータにより提出する場合、ファイル形式をPDF形式に加えてJPEG形式での提出も可能とするほか、送信可能なデータ容量を1送信当たり最大100メガバイトに拡大する予定だ。

なお、添付書類のイメージデータ送信は、申告等データの送信時に、イメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と、申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）がある。

追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができる。

官民共同でキャッシュレス納付PR

SNS活用、第1弾は源泉所得税

国税庁は16日、官民共同でSNSを活用したキャッシュレス納付のPRを開始したと発表した。キャッシュレス納付推進協議会の構成員である総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会とともに行う。

第1弾は、源泉所得税及び個人住民税（特別徴収分）を対象として、令和8年1月9日から30日に実施する。第2弾は、法人・個人の消費税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）、固定資産税の納付時期にあわせて8年5月1日から22日に実施する予定としている。

官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをPRするのは全国規模で初めてであり、この活動を通じて、納税者にキャッシュレス納付をより身近に感じてもらうことを目的としている。なお、同協議会は6年5月に発足した。

eLTAX

9月に更改に伴いサービス停止

地方税の電子申告など利用不可に

地方税共同機構は19日、eLTAX地方税ポータルシステムのホームページで「令和8年9月のeLTAX更改に伴うサービス停止について」を公表した。eLTAXのシステム更改に伴い、9月19日0時から9月24日8時30分（予定）までサービスを停止する。

サービス停止期間中は、eLTAXやeL－QRを利用した地方税の電子申告、電子納付等の手続きができないため注意が必要だ。例えば、PCdeskや税務ソフトを利用した地方税の電子申告、電子納付等の手続き、地方税お支払サイト（9月24日から「eLお支払いサイト」に名称変更予定）による地方税の電子納付手続き、スマートフォン決済アプリ等によるeL－QRを利用した地方税の電子納付手続き、OSSによる電子申告に伴う電子納付手続きなどが利用不可となる。

日税連が佐賀大学で目録贈呈式

教員養成大学寄附講座の開設で

日本税理士会連合会（太田直樹会長）は昨年末、佐賀大学で教員養成大学寄附講座の目録贈呈式を行った。

当日は、日税連から太田会長、菅原一朗租税教育推進部長、九州北部税理士会の丸山二也会長、同大学の野出孝一学長らが出席した。

贈呈式では、講座開設に係る謝辞が野出学長から述べられ、講座開設の目的や、今後の租税教育のあり方などについて意見交換を行った。

教員養成大学寄附講座は、教員が自ら租税教育を行えるようにすることを目的とし、将来の租税教育等を担う教員の養成を推進するために、平成25年度から開始されている。

これまでに、22大学で開設されており、同大学においては令和８年度から３年間開設されることになる。

Kihara
Electric Appliance & Systems
木原興業株式会社
本　社
岡山市北区田町1丁目4番15号　〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表)　FAX(086)225-2250
支　店
大阪市・今治市

～なみを超えろ～
HSB
檜垣造船株式会社
代表取締役社長　檜垣宏彰
本　社　〒799-2111　愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所　〒104-0033　東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)
URL　http://www.higaki.co.jp/

躍進する井原グループ
綜合建設業
井原工業株式会社
代表取締役　井原　伸
三星道路株式会社
代表取締役　井原　司
本　社　〒799-0404　愛媛県四国中央市三島宮川4－2－18
電話（0896）24－4435(代)

続 傍流の正論 税相を斬る 76

■弁護士・税理士　品川 芳宣

最判にも疑義① 最判の意義

両親と同居していた頃、両親は、日課のようにテレビの時代劇を観ていた。「あんな現実離れのドラマのどこが面白いのか」と思って一度も一緒に観ることはなかった。ところが、自分が両親と同世代になって、日課のように、テレビの時代劇にはまっているのである。とにかく、時代劇では、「正しい者は勝つ」か、「悪者は必ず滅びる」のである。まさに、現実離れしている。これは、現実が必ずしもそうではないから、時代劇で「うっ憤晴らし」をしているのかも知れない。

また、時代劇では、「法廷」ならぬ「お白洲」もしばしば登場するが、遠山の金さんにしても、大岡越前守にしても、市中に出回って事実関係を確認しているから（職権主義）、その判断（判決）は絶対に正しく、悪者も文句が言えないのである。

ところで、現在では、税法の解釈・適用をめぐって、時代劇のような胸のすくような判決が常に下されるとは限らない。税法の解釈・適用については、納税者は、租税が経済取引等におけるコストである以上、その最少化を図るであろうし、税務官庁は、課税の公平と租税収入の確保を職務としているから、両者の対立は必然的であると言える。

そして、その対立は、課税処分という形になる。納税者は、その処分に不服であれば、不服申立て（再調査の請求、審査請求）を経て、取消訴訟を提起することができる。この場合、再調査審理庁にしても国税不服審判所にしても、国税庁の組織の一部であり、担当者には調査権限が与えられているから、職権主義に基づいて、その処分の正否が判断されることになる。そして、裁決は、国税庁内の最終判断になるから、税務署長はその処分が取り消されても文句が言えない。その点では、納税者が求める第三者的判断は望み難いことになる。

それでは、裁判所が行う裁判において、常に正しい判断が期待できるかが、問題となる。現在の訴訟における審理は、遠山の金さんがやっていたような職権主義ではなく、弁論主義によって審理され、自由心証主義によって判決が下されることになる。そのため、当事者の主張・立証の巧拙によって判決が変わることもあるし、裁判官の心証（判断）によって判決が変わることになる。そのことは、裁判所は第三者的機関であるけれども、常に正しい判決が下されるわけではないことを意味する。そして、より正しい判決が下されるために3審制が採用されており、国民は同じ事件について、3回裁判を行う権利が与えられている。

税務訴訟については、一審が地方裁判所で審理することになっているから、その判決に不服があれば高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服があれば、最高裁判所に上告できることになっている。

この場合、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」（憲法81条）と定められているので、最高裁判所の判決（最高裁判決）は、法的には最も正しいものと考えられている。しかし、最高裁判決についても、再審制度（民事訴訟法338条以下、刑事訴訟法435条以下）が設けられているから、常に正しいことにはならない。

ところで、最高裁判決の重要なものは、判例法を形成し、租税法律主義における法源（法の存在形式）として、裁判官の判断規範になるばかりではなく、国民（納税者）もそれに従わなければならないことになる。その意味では、最高裁判決は、最も正しい判断であるとも考えられる。

そうは言っても、判例法の変更といって、確立された判例法であっても、後の最高裁判所が従前の判例法を覆す判決を下すこともできるし、判例法と異なった法律を作れば従前の判例法は消滅することになる。後者の例は、税務調査における質問検査権行使規定に関する平成23年の国税通則法の改正がある。

そこで、本稿では、従前の最高裁判決の中で、判例法として機能しているものであっても、疑義のあるものを取り上げて論述するが、その一つの例は、第45回「財産分与」（最高裁昭和50年5月27日判決）で論じたところである。

所得税基本講座 必要経費を考える 16

■税理士　日高 大開

必要経費と家事関連費等との関係

個人事業者が支出する費用には、業務の遂行上生じた必要経費と、生活を営む上で生じた家事費があるほか、業務と家事の双方に関わる家事関連費があります。では、これらは、どのような関係にあるのでしょうか。多くの裁判例などを分析すると、次の二説が考えられます。

(1)　相対的関係（図１参照）

所得税法が、業務について生じた費用を必要経費と規定した上で（所法37）、必要経費に算入しない家事関連費等（家事費と家事関連費）を敢えて規定していることからしても、必要経費と家事費の関係は相対的といえ、両者の性質を有する家事関連費はその中間に位置するものということができます。

(2)　包括的関係（図２参照）

個人事業者が、まずは自然人であること、そして生産活動（所得稼得行為）のみならず、所得の処分としての私的な消費活動も行っていることからすれば、必要経費が特別なものであって、それは家事費に包含されるものと観念されます。つまり、必要経費は、事業所得等の金額の計算上控除されるものとして家事費から除外されるという考え方です。

個人事業者が支出する費用の関係性

必要経費と家事関連費等は相対的か、包括的か

（図１）

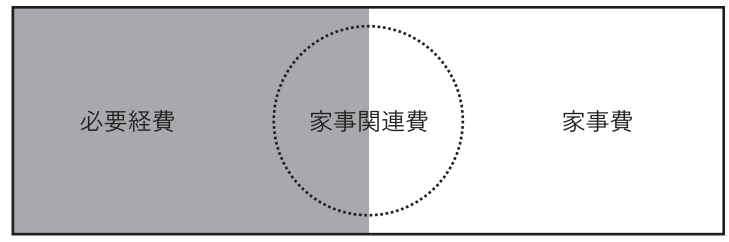

・必要経費（網掛け部分）と家事費（白抜き部分）は相対関係
・必要経費と家事費が重なる部分が家事関連費（点線の枠の内側）
・家事関連費のうち家事費と重なる部分は必要経費不算入

（図２）

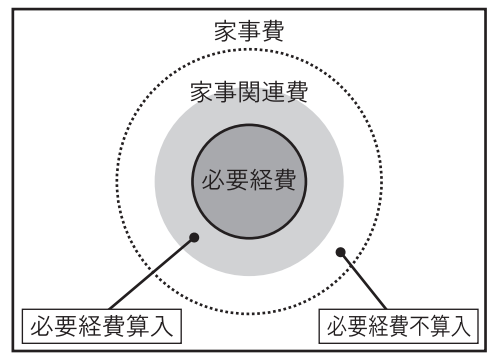

・個人が支出する費用は全て家事費
・事業所得等の金額の計算上算入されるものが必要経費（濃い網掛け部分）
・家事費と必要経費の中間の存在が家事関連費（太線と点線の枠内）

事業目的
●製パン・製菓材料卸
●一般食料品の販売
●食品関連商品及び機器の輸出入

HSK
ホクト商事株式会社

本　社　〒450-0003　名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号　TEL.052-582-7251(代)　FAX.052-581-2777
中部事業部　〒455-0032　名古屋市港区入船1丁目3番15号　TEL.052-659-6256(代)　FAX.052-659-6255
関西事業部　〒563-0035　大阪府池田市豊島南一丁目15番19号　TEL.072-760-2411(代)　FAX.072-760-2417
関東事業部　〒177-0041　東京都練馬区石神井町八丁目53番28号　TEL.03-5372-6061(代)　FAX.03-5372-6071
北陸事業部　〒925-0125　石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地　TEL.0767-32-6010(代)　FAX.0767-32-6011
九州事業部　〒818-0101　福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号　TEL.092-921-0045(代)　FAX.092-921-0031

北国津軽が育んだ、手造りのお酒

豊盃醸造元　三浦酒造株式会社
〒036-8316　青森県弘前市石渡五丁目1−1
TEL.0172-32-1577　FAX.0172-32-1581
●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

裁決事例集 272

■編集部編

裁決のポイント

請求人が得た構造計算適合性判定業務などに係る収入は、支払先との契約関係および労務提供の態様から給与所得に該当するとした事例。

請求人は事業所得と主張も、契約関係や労務提供の態様から給与所得と判断

審査請求人が構造計算適合性判定業務等を行って得た収入に係る所得を給与所得として確定申告等をした後、同収入に係る所得は事業所得であったとして更正の請求をした。これに対し、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分等をしたことから、請求人が取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は同収入が支払先との契約関係や労働提供の態様から給与所得に該当すると判断した（令和7年6月9日付、公表裁決）。

事案の概要

請求人は平成28年から令和3年にかけて、A社（本件法人）の取締役であり、同期間における請求人の肩書は本件会社の一部署の本部長であった。

本件法人は建築基準法に基づき、建築確認における確認検査を行う指定確認検査機関の指定を、また、建築物の構造計算の確認審査を行う指定構造計算適合性判定機関の指定をそれぞれ国土交通相から受けていた。

請求人は本件部署で、建築基準法77条の35の9≪構造計算適合性判定員≫1項に規定する構造計算適合性判定員（本件判定員）として、同法6条の3≪構造計算適合性判定≫1項に規定する構造計算適合性判定（本件判定）に係る業務を本件法人に対して行っていた。

本件法人は請求人に給与明細書または賞与明細書と題する各明細書をそれぞれ交付していた。本件法人は請求人に係る平成30年分、令和元年分、2年分（本件各年分）の給与所得に対する源泉徴収簿をそれぞれ作成。その上で、請求人に本件各年分の給与所得の源泉徴収票をそれぞれ交付していた。なお、本件各源泉徴収票に社会保険料の金額は記載されていなかった。

請求人は本件法人から平成30年中、令和元年中、2年中にそれぞれ収入を得ていた（本件各収入）。本件法人と請求人との間に雇用契約またはこれに類する契約が締結されていたか否かについては争いがある。

審査請求に至る経緯

請求人は、本件各年分の所得税等について、本件各源泉徴収票に基づき、本件各収入を給与所得に係る収入金額とするなどして、いずれも法定申告期限までに申告した。請求人は原処分庁所属の調査担当職員による実地の調査を受け、3年11月に本件各年分の所得税等について修正申告書を原処分庁に提出した。

その後、請求人は5年11月に本件各収入は、いずれも給与所得に係る収入金額ではなく、事業所得に係る総収入金額に該当するなどとして各更正の請求をした。請求人は各更正の請求に際し、区分欄に「建築士報酬」と記載された本件法人作成の本件各年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を原処分庁にそれぞれ提出した。

ただ、原処分庁は6年5月に本件各収入が給与所得に係る収入金額に該当するとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分などをした。

争点は、本件各収入に係る所得が事業所得と給与所得のいずれに該当するか。

請求人の主張

自身は建築士法24条≪建築士事務所の管理≫により、本件法人の社員として業務を行うことができないから、本件法人とは雇用契約ではなく業務委託契約を締結し、自身の個人事業の一環として本件判定業務を行っていた。本件各年分に本件法人の本部長であったが、実際には本件法人の経営に一切関与しておらず、取締役としての業務に従事した事実もほとんどなかった。

本件法人からは支払調書を交付されているところ、このことは本件各収入が本件法人から業務委託を受け、その対価として建築士報酬の支払を受けていたことを示すものである。

所属していた部署は本件法人の一部署ではあるものの、建築基準法上、独立性の強い第三者機関であり、本件判定員である自身は業務遂行に必要な判断を独立して行っていた。また、自身が所有するパソコン等を本件部署に持ち込み本件判定業務に使用するほか、社会保険料や交通費を自身で負担していた。

こうしたことから、本件各収入に係る所得は事業所得に該当する。

審判所の判断

請求人は、自身の肩書が本件法人の一部署である本件部署の本部長であったところ、そのような肩書は通常、法人の従業員に付される肩書で、本件法人から独立して業務を請け負う者に対して付されるとは考え難い。また、請求人は本件判定業務を行うとともに取締役会で議決権を行使し、本件法人は本件各収入を給与として源泉徴収に係る経理および事務を行っていた。こうしたことから、請求人と本件法人との間には従業員としての雇用契約および取締役としての委任契約が成立していたと認められる。

そして、請求人は本件法人の建物で、内部規定に定める業務時間に本件判定業務を行っており、本件法人の指揮命令下で、空間的、時間的な拘束を受けていたと認められるほか、本件各収入は本件判定業務の成果にかかわらず毎月定額であったことから、請求人が報酬面でのリスクを負担していたとは認められず、請求人は自己の計算と危険によって本件判定業務を行っていたとはいえない。

そうすると、本件各収入に係る所得は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する。

注目の一冊

所得税 確定申告書記載例集（令和8年3月申告用）

高野　弘美　著

医療費・住宅ローン控除から住宅や株などを譲渡した場合の損益通算・損失繰越控除まで重要かつ頻出の確定申告のケースに基づく具体的な記載例【88事例】を収録した所得税確定申告書作成のための実務必携マニュアル。

その事例には例えば、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除の適用を受ける場合」「子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」「居住用財産を譲渡した場合（買い換えた場合）」「上場株式等と一般株式等を売却し、上場株式等の譲渡損失を繰り越す場合」「雑損失を翌年以後に繰り越す場合」などを盛り込む。

令和7年に大幅改正された特定親族特別控除、配偶者（特別）控除、基礎控除、給与所得控除額を反映した設例及び解説を充実させ、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」（措置法第41条の19）に係る設例を新規登載。

令和7年分所得税確定申告における最新の確定申告書、各種明細書・計算明細書等に対応した一冊。

B5判、656ページ。定価2310円（税込み）。

申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。

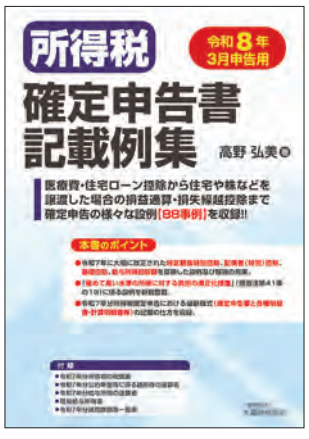

カミ商事グループ
カミ商事株式会社
代表取締役社長　井川博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二三―五四〇〇

愛媛製紙株式会社
代表取締役社長　井川和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二二四―三三三〇

日本興運株式会社
代表取締役社長　井川正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四―二五五〇

社会に貢献する
優良企業

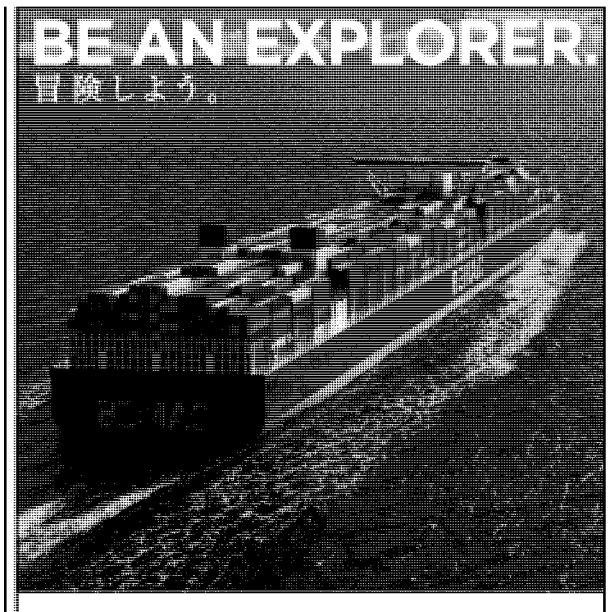

BEMAC株式会社

令和８年度 税制改正大綱を読む

■編集部編　4

個人所得課税①

前年に続き基礎控除等を引上げ
高額所得者には厳しい改正も

はじめに大綱に盛り込まれた個人所得課税関係の改正の全体像を示した上で、次回以降、個々の改正の内容について説明する。

まず、令和7年度税制改正から積み残しの課題となっていた、いわゆる「103万円（6年分まで103万円だった所得税の課税最低限）の壁」の引上げについては、基礎控除と給与所得控除の引上げにより、所得税の課税最低限を7年分の水準より18万円高い178万円とすることになった。個人住民税所得割の課税最低限は8年度分よりも9万円高い119万円とする。あわせて基礎控除と給与所得控除の最低保障額を物価に連動して引き上げる仕組みを創設し、2年ごとに見直すこととした。

物価の上昇を受けて、企業の食事支給に係る所得税非課税限度額やマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額も見直す。

他方、高額所得者には厳しい改正が行われる。5年度税制改正で創設され、7年から適用されている極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が見直され、現行では課税実績に当てはめた場合に追加負担が生じる平均的な所得水準が30億円程度とされている同措置の適用対象を、同6億円程度にまで引き下げるとともに、適用税率を22・5%から30%に引き上げる。

また、現行の「ふるさと納税」は個人住民税の特例控除額に上限がないため、高額所得者にとってより魅力的な制度となっているが、特例控除額は193万円を上限とする。給与収入で1億円相当の人から対象となる。

一定の暗号資産取引により生じた所得に対して分離課税（所得税15%、個人住民税5%）を導入する方針も盛り込まれた。同所得はこれまで、原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となり、税率は所得税と住民税あわせて最高で55%となっていた。分離課税の導入により、国内での暗号資産取引がより活発になる可能性がある。

同じく投資関係ではNISAのつみたて投資枠の対象年齢が見直され、非課税投資枠や運用管理は18歳以上と一部異なるものの、これまで対象外だった0～17歳も利用ができるようになる。他方、教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置はNISAや教育無償化等の拡充、利用実態などを踏まえて、8年3月末の適用期限をもって終了する。

源泉所得税の不思議

■税理士　永田 金司　④

「勤務」の定義が明確でないことの不思議

なぜ、国内と国外に区分計算する基準が勤務地？

海外出向勤務者が日本の出向元法人本社で開催する会議に出席することによる出向元法人支給の「留守宅手当」について、会議出席のための日本滞在期間に相当する留守宅手当は「国内源泉所得」として、非居住者に対する所得税率20.42%を課税する。これを税務調査で指摘された事例が多々あるかと思います。

この課税のロジックは、留守宅手当は海外勤務者に対する国内払い給与手当ですが、海外勤務に基因するものであるので国外源泉所得に当たります。しかし、一時帰国して国内での会議に参加すると留守宅手当分のうち国内勤務相当額は国内源泉所得に当たるとするものです。

「勤務」についてＡＩに回答を求めると、「会社などに勤めて働くこと、仕事をする行為全般」を意味しているとあります。このことからは、仕事の内容が重要な判断基準と考えますが、税務判断の１つの現われとして、2020年10月23日付国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するＦＡＱ」があります。

例えば、国外においてリモートワークで国内の仕事をしていたら、「国内において行った勤務の期間」に当たるのか否かといった疑問です。この回答がＦＡＱの中で、「国内において行う勤務」とは、その勤務している従業員が物理的に所在する場所が国内であれば国内において行う勤務に当たり「国内源泉所得」に該当し、国外でリモートワークにより国内の出向元の仕事をしたら、国外における勤務に当たり「国外源泉所得」に該当すると例示されています。

このことから、勤務提供の仕事の内容が判断のポイントではなく、どこで勤務を提供しているか、国外での提供か国内での提供かが判断のポイントであることを示しています（**図表参照**）。であるなら、所基通161－41で分母を「給与等の計算の基礎となった期間」、分子に「国内において行った勤務の期間」を「国内滞在期間」と記されないのかです。

ところで、「国際源泉の税務」（冨永賢一著、大蔵財務協会刊）164頁で、非永住者の海外出張期間中に支払う給与の問いに「海外出張期間中に支払う給与は、一時的に本来の勤務地（日本）を離れて、勤務地外（国外）において勤務するものであって、その給与の源泉は、本来勤務する場所（日本）にあると認められる」と判断しています。日本に海外出張で一時帰国し出向先法人の立場で会議に出席していると解すると、前述の留守宅手当の課税は？これも、「勤務」の税務上の定義が明確でないことからくる不思議です。

	海外		国内		留守宅手当の課否
	滞在	海外法人の仕事	滞在	国内法人の仕事	
海外出向者	○	○			否
			○	○	課
	○			○	テレワーク否
		○	○		テレワーク課

TAXナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和５年度における査察の着手件数**になります。

答え＝ A B C 件

ナンプレの予想難易度：8

9			7		1	4	2	8
	7				8			
4		8	6					
7	5			8				9
				A				
2		C		9		B	1	7
					2	3		6
			9				7	
3	9	6	1		5			2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞２月１日（日）

前回の答え 4,019万人

真弓皮フ・泌尿器科
医療法人社団　研友会
院長　真弓研介
高松市福田町13番地3
TEL（087）821－3913

水口酒造株式会社　愛媛県松山市道後喜多町３－23
tel. 089－924－6616　fax. 089－924－3707

小宮東京局長に確定申告インタビュー

申告・納付は自宅からe-Taxで

マイナンバーカードの利用で申告がより便利に

2月16日から始まる令和7年分の所得税等確定申告を前に、東京国税局の小宮敦史局長＝写真＝が税のしるべインタビューに応じた。小宮局長は、マイナンバーカードやマイナポータル連携を利用した申告の推進などについて語った（電子版では、詳細版を掲載しております）。

――令和7年分確定申告の運営方針について

令和7年分の確定申告に当たっては、昨年に引き続き、マイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Taxやキャッシュレス納付の推進に積極的に取り組んでまいります。

これは、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできるという納税者の利便性向上を目的としたものです。

実際に、確定申告をされた方の約4人に3人はe-Taxで申告し、確定申告会場へ来場して申告された方は全体の約1割と年々減少しております。

なお、確定申告会場に来場される場合は、LINEアプリによるオンライン事前予約をお願いいたします。こちらについても、オンライン事前予約をすることで、比較的待ち時間が少なく会場へ入場することができ、納税者の利便性向上に資するものと考えております。

LINEアプリによるオンライン事前予約は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことでご利用いただけます。

――今年の確定申告のポイントについて

マイナンバーカードを利用した申告は、年々その利便性が向上しています。

令和8年1月からは、生命保険契約等の一時金等の支払調書や、ふるさと納税以外の一部の寄付金などもマイナポータル連携の対象に追加されました。

また、スマホを利用して申告される場合、令和8年1月から、Android端末に加え、iPhoneへマイナンバーカードの搭載が可能となります。これにより、マイナンバーカードをスマホで読み取ることなく、e-Taxへのログインや署名が可能となり、よりスムーズに申告いただけますので、是非ご利用ください。

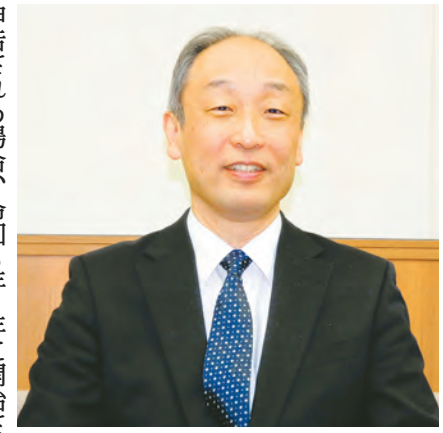

さらに、昨年10月からID・パスワード方式で使用するID・パスワードの新規発行が停止されたということからも、マイナンバーカードを利用した申告をお勧めします。

他方で、マイナンバーカードの運用は平成28年に開始されましたが、運用初年度にマイナンバーカードを取得された方の中には、マイナンバーカード本体の有効期限（10年）が切れている方がいらっしゃる可能性もあります。

また、令和2年に開始されたマイナポイント事業を契機としてカードを初めて取得された方におかれましても、電子証明書の有効期限（5年）が切れている方がいらっしゃる可能性もあります。ご利用に当たってはマイナンバーカード本体及び電子証明書の有効期限にご注意いただくようお願いします。

――特に力を入れている取組みについて

確定申告に関しては、やはり、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでまいります。

これまで、確定申告会場には、毎年、給与所得者や年金所得者で、医療費やふるさと納税に関する還付申告のみの比較的シンプルな手続をされる方も多数ご来場されていますが、累次の機能改善の結果、e-Taxがとても使いやすくなっており、還付申告は、わざわざご来場いただき相談をしなくても、自宅から簡単にe-Taxができるようになっていますので、ぜひご利用ください。

そのためにも、確定申告会場に来場された方に「自分でe-Taxできる」ことを実感していただくため、まずは、身近なデバイスであるご自身のスマホを利用したマイナンバーカードでの申告の案内をすることとしています。こうした経験を踏まえ、来年以降は、ぜひ、ご自宅からe-Taxによる申告をご利用いただきたいと考えております。

納付についても、振替納税やダイレクト納付、インターネットバンキングをはじめとするキャッシュレス納付が大変便利ですので、積極的な利用をご案内することとしています。特に、振替納税は、一度申込みをすれば次回以降も利用可能ですので、ぜひご利用いただきたいと考えています。

これから振替納税を始めようとお考えの方は、e-Taxを利用してオンラインで申込みをすると、金融機関の届出印も不要ですので、ぜひご利用ください。

また、給与等の支払がある事業者の皆様におかれましては、源泉所得税のダイレクト納付が大変便利ですので、ぜひご利用をお願いします。

――確定申告会場の開設期間、会場予約などについて

確定申告会場の開設期間は、2月16日から3月16日です。会場への入場には、LINEアプリによるオンライン事前予約をお願いします。

なお、今年は多くの署の会場に変更がありますので、事前に国税庁ホームページで会場所在地等のご確認をお願いします。

また、会場は、原則として土、日、祝日は開いておりませんが、一部の会場では、3月1日（日）に限り、申告相談や申告書の収受を行います。

小澤局長が長崎大学で講演

福岡局　経済学部の学生70人が出席

福岡国税局の小澤研也局長はこのほど、長崎市の長崎大学で経済学部の2、3年生約70人を対象に「今日の税務行政と将来像」と題して講演を行った＝写真。

将来を担う大学生に租税の役割や適正・公平な課税に向けた国税庁の取り組みを知ってもらい、財政や税制への理解を深めてもらおうと実施されたもの。

小澤局長は、日本の財政の現状と税務行政の課題について、自身の経歴を交えながら説明。一般会計の歳入と歳出の推移が「ワニの口」に例えられることなどを示しながら、財政健全化の必要性を語った。また、国税庁の使命実現に向けて進めている税務行政のDXについても分かりやすく解説した。

続いて、国税職員の仕事内容や研修制度、働きやすい職場環境が整っている点など組織の魅力を紹介するとともに、国税専門官の募集についても案内した。

石原徴収部長が松山大学で講演

高松局

高松国税局の石原広一徴収部長はこのほど、松山大学で、経営学部会計コースで税制を学ぶ大学生（2～4年生）約50人を対象に「国税の組織」と題して講演を行った＝写真。

石原徴収部長は、税務署の部署ごとの業務内容や適正・公平な賦課および徴収の実現に向けて、調査において重点的に取り組んでいる事項、滞納の未然防止・整理促進への取組などを紹介した。

講演の後半は、同大学出身の松山税務署の職員4人も参加し、担当業務についてそれぞれの経験をもとに分かりやすく説明したほか、職場環境などについても紹介した。学生からは滞納整理や確定申告事務、職場におけるWLBなど、予定時間を上回って様々な質問があり、国税の職場への理解を深めたようであった。

信頼と確かな技術の総合建設業!!

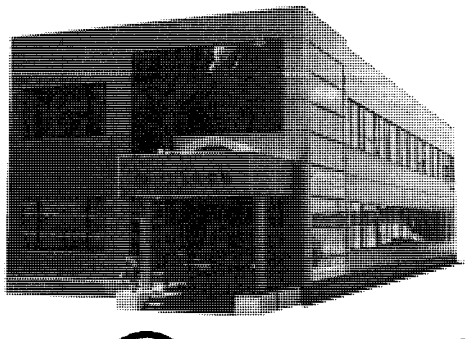

ISO9001　JQA－QM7681　認証登録
ISO14001 JQA－EM6007　認証登録

株式会社　三村興業社
代表取締役　小笠原　國男

本　社　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
八戸営業所　青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2　Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

創業　明治三十年
豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業

自動車整備用工具製造　機械工具・工作機械販売
水戸工業株式会社
本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252－1211(大代表)